

「統合保育園」の名称並びに 「子育て支援センター」の愛称が決まりました

「統合保育園」の名称並びに「子育て支援センター」の愛称を募集した結果、町内外から多数の応募をいただきました。応募要綱に基づき、応募作品について「子育て支援拠点施設検討協議会」で厳正に審査を行い、その結果を踏まえて白鷹町並びに社会福祉協議会で決定しました。

応募いただきましたみなさまのご協力に感謝申し上げます、決定した名称並びに愛称についてお知らせいたします。

「統合保育園」の名称

「さくらの保育園」

応募者 大滝彩桜さん（鮎貝）

◎名称に込めた思い

こぐわ、あゆかいに共通の「桜」への思い。呼びやすく、可愛らしく、あたたかい感じがするので。

「子育て支援センター」の愛称

「にこぽーと」

応募者 朝倉修さん（札幌市）

◎愛称に込めた思い

にこにこ笑顔の「にこ」に、港の「ぽーと」を合わせ、沢山の親子の笑顔が集まる拠点施設（=港）であることを表現しました。



▼応募状況

統合保育園の名称	応募総数37件	31名称
子育て支援センターの愛称	応募総数29件	28愛称

■問い合わせ

健康福祉課 子育て支援係 ☎86-0212
社会福祉協議会事務局 ☎86-0150

食育トークショー開催のお知らせ

「第2弾！玄米せんせいが語る、 食べることは生きること」

昨年のおいき健康まつりで好評だったトークショーの第2弾。生きる上での基本となる「食べること」について問いかける。

若い世代のかたにこそ、今、聴いてほしい。



▼いつ 8月10日（金）午後7時～8時30分

▼どこで 健康福祉センター 1階 すこやかホール

▼講師 漫画家 魚戸おさむ氏 × 健康づくり推進員
× コーディネーター 鈴木徳則氏

■問い合わせ

健康福祉課 健康推進係 ☎86-0210

資格の切れた健康保険証では受診できません

勤務先の健康保険（協会けんぽなど）に加入しているかたがお勤めをやめられたり、健康保険の被扶養者でなくなった場合、今までの保険証は退職日まで（被扶養者でなくなった場合は、その前日まで）しか使用できません。

同じく、市町村の国民健康保険に加入されていたかたが就職などで他の健康保険に加入された場合、国民健康保険の保険証は他の健康保険に加入された日の前日までしか使用できません。

資格の切れた保険証で医療機関を受診すると、保険者で負担した医療費を返納していただくことになりますので、ご注意ください。

また、資格の切れた保険証は、退職の場合は被扶養者分も併せて勤務先へ必ず返却してください。国民健康保険から他の健康保険に加入された場合は、市町村へ国民健康保険の資格喪失の手続きをしてください。

■問い合わせ 町民課 国保医療係 ☎85-6130